

## 参 考 资 料

## 1 平成5年度公共用水域水質測定計画について（抜粋）

### 1 目 的

この計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、神奈川県内の公共用水域の水質の測定について必要な事項を定めるものである。

### 2 実施期間

平成5年4月から平成6年3月までとする。

### 3 測定項目及び測定頻度

測定項目及び測定頻度は、原則として別表第1のとおりとする。

### 4 測定地点

測定地点は、別表第2の測定地点欄に掲げる地点とする。

### 5 測定機関

測定機関は、別表第2の測定機関欄に掲げる機関とする。

### 6 採水時期

採水時期は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとする。

### 7 採水部位

- (1) 河川については、原則として流心部とし、水面から水深の2割程度の深さとする。
- (2) 湖沼及び海域については、上層（水面下0.5m）及び下層（水深が51m以下の地点にあっては底上1m、51mを超える地点にあっては水面下50m）の2層とする。

別表第1

項目区分	項目番号	項目	測定頻度		
			河川	湖沼	海域
観測項目	1	天候	採水時に毎回	採水時に毎回	採水時に毎回
	2	前日天候	毎月、1日1回	毎月、1日1回	毎月、1日1回
	3	水深	採水時に毎回	採水時に毎回	採水時に毎回
	4	採取水深	〃	〃	〃
	5	流速	〃	—	—
	6	流量	〃	—	—
	7	気温	〃	採水時に毎回	採水時に毎回
	8	水温	〃	〃	〃
	9	色相	〃	〃	〃
	10	透視度	〃	—	—
	11	透明度	—	採水時に毎回	採水時に毎回
	12	臭気	採水時に毎回	〃	〃
	13	外観	〃	〃	〃
健康項目	1	カドミウム	毎月、1日2回	年2回1日1回 2層混	毎月、1日1回 2層混
	2	全シアン	〃	〃	〃
	3	鉛	〃	〃	〃
	4	六価クロム	〃	〃	〃
	5	砒素	〃	〃	〃
	6	総水銀	〃	毎月、1日1回 2層混	〃
	7	アルキル水銀	環境基準点のみ 年2回1日1回	年2回1日1回 2層混	年2回1日1回 2層混
	8	P C B	〃	〃	〃
	9	ジクロロメタン	年2回、1日1回	年2回1日1回 2層混	〃
	10	四塩化炭素	毎月、1日1回	毎月、1日1回 2層混	〃
	11	1,2-ジクロロエタン	年2回、1日1回	年2回、1日1回 2層混	〃
	12	1,1-ジクロロエチレン	〃	〃	〃
	13	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	〃	〃
	14	1,1,1-トリクロロエタン	毎月、1日1回	毎月、1日1回 2層混	〃

項目区分	項目番号	項目	測定頻度		
			河川	湖沼	海域
健康項目	15	1,1,2-トリクロロエタン	年2回、1日1回	年2回層1日1回混合	年2回層1日1回混合
	16	トリクロロエチレン	毎月、1日2回	毎月、1日1回混合	毎月、1日1回混合
	17	テトラクロロエチレン	〃	〃	〃
	18	1,3-ジクロロプロペン	年2回、1日1回	年2回層1日1回混合	年2回層1日1回混合
	19	チウラム	〃	〃	〃
	20	シマジン	〃	〃	〃
	21	チオベンカルブ	〃	〃	〃
	22	ベンゼン	〃	〃	〃
	23	セレン	〃	〃	〃
生活環境項目	24	PH	毎月、1日4回	毎月、1日1回2層	毎月、1日1回2層
	25	BOD	〃	〃	—
	26	COD	〃	〃	毎月、1日1回2層
	27	SS	〃	〃	—
	28	DO	〃	〃	毎月、1日1回2層
	29	大腸菌群数	毎月、1日1回	毎月、1日1回上層	毎月、1日1回上層
	30	n-ヘキササン抽出物質	年2回、1日1回	〃	〃
	31	全窒素	毎月、1日2回	毎月、1日1回2層	毎月、1日1回2層
	32	全燐	〃	〃	〃
特殊項目	33	フェノール類	毎月、1日1回	年2回層1日1回混合	年2回層1日1回混合
	34	銅	〃	〃	〃
	35	亜鉛	〃	〃	〃
	36	溶解性鉄	〃	〃	〃
	37	溶解性マンガン	〃	〃	〃
	38	クロム	環境基準点のみ 年2回1日1回	〃	—
	39	E P N	〃	〃	年2回層1日1回混合
	40	フッ素	毎月、1日1回	〃	〃
	41	ニッケル	年2回、1日1回	〃	〃

項目区分	項目番号	項目	測定頻度		
			河川	湖沼	海域
特殊項目	42	亜硝酸性窒素	毎月、1日1回	毎月、1日1回2層	毎月、1日1回2層
	43	硝酸性窒素	〃	〃	〃
その他の項目	44	アンモニア性窒素	〃	〃	〃
	45	磷酸態磷	〃	〃	〃
	46	塩化物イオン	毎月、1日2回	〃	—
	47	塩分	—	—	毎月、1日1回2層
	48	陰イオン界面活性剤	毎月、1日1回	毎月、1日1回上層	毎月、1日1回上層
	49	クロロフィルa	—	〃	〃

注 1 「1日1回」とは、日中に1回測定することを示し、「1日2回」とは、12時間間隔で2回測定することを示す。また、「1日4回」とは、6時間間隔で4回測定することを示す。

2 「—」とは、測定しないことを示す。

## 別表第2

### 1 総括表

水域	測定地点数	内訳	
		環境基準点	その他
河川	84	34	50
湖沼	17	7	10
(相模湖)	(5)	1	4
(津久井湖)	(4)	1	3
(芦ノ湖)	(4)	4	0
(丹沢湖)	(4)	1	3
海域	43	28	15
(東京湾)	(23)	20	3
(相模湾)	(20)	8	12
計	144	69	75

2 河 川

水 域	支 川	番号	測 定 地 点	類型	測定機関
多 摩 川		①	多 摩 川 原 橋	C	建設省
		2	多 摩 水 道 橋		建設省
		3	二子橋 (第三京浜)		建設省
		④	田園調布取水堰 (上)		建設省
		5	六 郷 橋	D	建設省
		⑥	大 師 橋		建設省
	三 沢 川	7	一 の 橋	C	川崎市
	二ヶ領本川	8	堰 前 橋	C	川崎市
	平 瀬 川	9	平 瀬 橋	C	川崎市
鶴 見 川		10	千 代 橋	D	横浜市
		⑪	亀 の 子 橋		建設省
		⑫	大 綱 橋	E	建設省
		13	末 吉 橋		建設省
	⑭	臨 港 鶴 見 川 橋	建設省		
	恩 田 川	15	都 橋	D	横浜市
	大 熊 川	16	大 竹 橋	D	建設省
	烏 山 川	17	又 口 橋	D	建設省
	早 淵 川	18	峯 大 橋	E	建設省
矢 上 川	19	矢 上 川 橋	E	建設省	
入 江 川		⑳	入 江 橋	E	横浜市
帷 子 川		㉑	水 道 橋	E	横浜市
大 岡 川		㉒	清 水 橋	E	横浜市
宮 川		㉓	瀬 戸 橋	E	横浜市
侍 従 川		㉔	平 潟 橋	E	横浜市
鷹 取 川		㉕	追 浜 橋	E	横須賀市
平 作 川		㉖	夫 婦 橋	E	横須賀市
松 越 川		㉗	竹 川 合 流 後	E	横須賀市
下 山 川		㉘	下 山 橋	E	神奈川県
森 戸 川 (葉山町)		㉙	森 戸 橋	E	神奈川県
田 越 川		㉚	渚 橋	E	神奈川県
滑 川		㉛	滑 川 橋	E	神奈川県
神 戸 川		㉜	神 戸 橋	E	神奈川県
境 川		33	境 橋	D	相模原市
		34	鶴 間 橋		神奈川県
		35	新 道 大 橋		神奈川県
		36	高 鎌 橋		横浜市
		37	大 道 橋		藤沢市
		㉝	境 川 橋		藤沢市
	柏 尾 川	39	吉 倉 橋	D	横浜市
	40	鷹 匠 橋	横浜市		
	41	川 名 橋	藤沢市		
	( 狹 川 )	42	狹 川 橋		横浜市

水 域	支 川	番号	測 定 地 点	類型	測定機関
引 地 川		43	下 土 棚 大 橋	D	藤 沢 市
		44	石 川 橋		藤 沢 市
		㊦	富 士 見 橋		藤 沢 市
相 模 川		46	小 倉 橋	A	神奈川県
		47	昭 和 橋		神奈川県
		48	相 模 大 橋		神奈川県
		㊧	寒 川 取 水 堰 ( 上 )		神奈川県
		㊨	馬 入 橋	C	建 設 省
	道 志 川	51	両 国 橋	A	神奈川県
		52	弁 天 橋		神奈川県
	鳩 川	53	馬 船 橋	A	神奈川県
	中 津 川	54	第 1 鮎 津 橋	A	神奈川県
	小 鮎 川	55	第 2 鮎 津 橋	A	神奈川県
	玉 川	56	相 川 水 位 観 測 所	A	神奈川県
	永 池 川	57	本 川 合 流 前	A	神奈川県
	目 久 尻 川	58	河 原 橋	C	神奈川県
小 出 川	59	宮 の 下 橋	C	神奈川県	
金 目 川		㊩	小 田 急 鉄 橋	A	神奈川県
		㊪	花 水 橋	C	神奈川県
	鈴 川	62	渋 田 川 合 流 前	C	神奈川県
	渋 田 川	63	鈴 川 合 流 前	C	神奈川県
葛 川		㊫	吉 田 橋	C	神奈川県
中 村 川		㊬	押 切 橋	C	神奈川県
森 戸 川 (小田原市)		66	万 石 橋	D	神奈川県
		㊭	親 木 橋	D	神奈川県
酒 匂 川		68	県 境	A	神奈川県
		69	峰 下 橋		神奈川県
		70	十 文 字 橋		神奈川県
		71	報 徳 橋		神奈川県
		㊮	飯 泉 取 水 堰 ( 上 )		神奈川県
		㊯	酒 匂 橋	B	神奈川県
	玄 倉 川	74	玄 倉 水 位 観 測 所	A	神奈川県
	河 内 川	75	湖 流 入 前	A	神奈川県
	落合発電所放流水	76	落 合 発 電 所	A	神奈川県
	世 附 川	77	湖 流 入 前	A	神奈川県
	川 音 川	78	文 久 橋	A	神奈川県
	狩 川	79	狩 川 橋	A	神奈川県
山 王 川		㊱	山 王 橋	E	神奈川県
早 川		81	観 光 会 館 前	A	神奈川県
		㊲	早 川 橋		神奈川県
新 崎 川		㊳	吉 浜 橋	B	神奈川県
千 歳 川		㊴	千 歳 橋	B	神奈川県

注 番号が○で囲まれている測定地点は、環境基準点である。(以下同じ)

### 3 湖 沼

#### (1) 相模湖

番号	測定地点	位置	類型	測定機関
①	境川橋	—————	河川 A	神奈川県
2	日連大橋	—————		神奈川県
3	湖中央西部	勝瀬橋右岸と相模湖電報電話局を結んだ線の中央		神奈川県
4	湖中央東部	遊覧船さん橋延長0.25kmの地点		神奈川県
5	相模湖大橋	—————		神奈川県

#### (2) 津久井湖

番号	測定地点	位置	類型	測定機関
①	沼本ダム	—————	河川 A	神奈川県
2	名手橋	—————		神奈川県
3	湖中央部	三井大橋右岸と津久井老人保養所を結んだ線の中央		神奈川県
4	道志橋	—————		神奈川県

#### (3) 芦ノ湖

番号	測定地点	位置	類型	測定機関
①	湖北中央部	逆川口とトリカブトを結んだ線の逆川口側から0.6kmの地点	湖沼 A A	神奈川県
②	湖中央部	逆川口とトリカブトを結んだ線の逆川口側から3.4kmの地点		神奈川県
③	湖西部	逆川口とトリカブトを結んだ線の逆川口側から5.2kmの地点		神奈川県
④	湖東部	弁天の鼻と沓石を結んだ線の弁天の鼻側から0.6kmの地点		神奈川県

#### (4) 丹沢湖

番号	測定地点	位置	類型	測定機関
①	湖中央部	城山突端と田ノ入発電所取水口を結んだ線の中央	湖沼 A	神奈川県
2	大仏大橋	—————		神奈川県
3	湖東部	サカイ沢橋右岸と棚上橋左岸を結んだ線の中央		神奈川県
4	湖西部	梯子沢橋左岸と型の口橋左岸を結んだ線の中央		神奈川県



#### 4 海 域

##### (1) 東京湾

番号	測定地点	緯 度	経 度	水 域	類型	測定機関
1	多摩川河口先	N35°32'06"	E139°46'23"	東京湾(5)	C	川崎市
2	川崎航路	N35°30'13"	E139°46'52"	東京湾(6)	C	川崎市
③	京浜運河千鳥町	N35°30'04"	E139°45'24"			川崎市
④	川崎港防波堤沖	N35°28'33"	E139°44'57"			川崎市
⑤	京浜運河扇町	N35°29'19"	E139°43'28"			川崎市
⑥	鶴見川河口先	N35°28'22"	E139°41'19"			横浜市
⑦	横浜港内	N35°27'25"	E139°39'01"			横浜市
⑧	磯子沖	N35°23'28"	E139°39'04"	東京湾(7)	C	横浜市
⑨	夏島沖	N35°18'12"	E139°39'00"	東京湾(8)	C	横須賀市
⑩	浮島沖	N35°30'04"	E139°48'42"	東京湾(9)	B	川崎市
⑪	平潟湾内	N35°19'35"	E139°37'48"	東京湾(10)	B	横浜市
⑫	千鳥町沖	N35°28'50"	E139°47'56"	東京湾(12)	B	川崎市
⑬	扇島沖	N35°27'27"	E139°45'05"			川崎市
⑭	本牧沖	N35°24'57"	E139°41'54"			横浜市
⑮	富岡沖	N35°22'00"	E139°40'36"			横浜市
16	平潟湾沖	N35°20'06"	E139°39'42"			横浜市
⑰	大津湾	N35°16'32"	E139°42'12"	東京湾(13)	B	横須賀市
⑱	浦賀港内	N35°14'04"	E139°43'40"	東京湾(14)	B	横須賀市
⑲	久里浜港内	N35°13'13"	E139°43'20"	東京湾(15)	B	横須賀市
⑳	中の瀬北	N35°25'04"	E139°44'56"	東京湾(16)	A	神奈川県
㉑	中の瀬南	N35°20'50"	E139°43'30"			神奈川県
㉒	第三海堡東	N35°16'56"	E139°45'40"	東京湾(17)	A	神奈川県
㉓	浦賀沖	N35°13'28"	E139°46'00"			神奈川県

## (2) 相模湾

番号	測定地点	緯度	経度	水域	類型	測定機関
1	江ノ島西	N35°17'54"	E139°28'33"	相模湾(1)	A	藤沢市
②	辻堂沖	N35°18'12"	E139°27'04"			藤沢市
③	城ヶ島沖	N35°06'48"	E139°37'48"	相模湾(2)	A	神奈川県
4	城ヶ島西	N35°07'50"	E139°36'00"			神奈川県
⑤	小網代湾	N35°10'00"	E139°36'00"			神奈川県
6	小田和湾	N35°12'45"	E139°36'35"			横須賀市
7	葉山沖	N35°15'18"	E139°33'48"			神奈川県
⑧	由比ヶ浜沖	N35°17'00"	E139°32'48"			神奈川県
9	七里ヶ浜沖	N35°17'24"	E139°30'24"			神奈川県
10	茅ヶ崎沖	N35°17'54"	E139°24'00"			神奈川県
11	平塚沖	N35°18'12"	E139°21'12"			神奈川県
⑫	大磯沖	N35°17'24"	E139°17'24"			神奈川県
13	湾中央東	N35°14'36"	E139°28'33"			神奈川県
⑭	湾中央	N35°14'36"	E139°22'36"			神奈川県
15	湾中央西	N35°14'36"	E139°16'36"			神奈川県
16	国府津沖	N35°16'08"	E139°13'44"			神奈川県
17	小田原沖	N35°14'36"	E139°11'24"			神奈川県
⑮	根府川沖	N35°12'24"	E139°09'48"			神奈川県
19	真鶴沖	N35°09'31"	E139°09'48"			神奈川県
⑳	吉浜沖	N35°08'26"	E139°07'56"			神奈川県

## 2 水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

（昭和46年12月28日）  
（環境庁告示 第59号）

改正 昭和49年環境庁告示第63号	昭和50年環境庁告示第3号
昭和57年環境庁告示第41号	昭和57年環境庁告示第140号
昭和60年環境庁告示第29号	昭和61年環境庁告示第1号
平成3年環境庁告示第78号	平成5年環境庁告示第16号
平成5年環境庁告示第65号	

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

### 水質汚濁に係る環境基準について

公害対策基本法第9条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護しおよび生活環境（同法第2条第2項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。（昭和45年4月21日設定）

#### 第1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

##### 1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

##### 2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当するものとして(2)により指定する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 各公共用水域が該当する水域類型の指定は、環境基準に係る水域および地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）の別表に掲げる公共用水域については別途環境庁長官が行い、その他の公共用水域については同政令の定めるところにより都道府県知事が行うものとする。

注 平成5年11月19日、公害対策基本法が廃止され、環境基準法が公布、施行されたことに伴い、公害対策基本法第9条第1項の規定により定められている基準は、環境基本法第16条により定められた基準とみなすこととされている。（環境基準法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条）

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0102（以下この表、別表2、付表1から付表3まで、付表7、付表8及び付表10から付表12までにおいて「規格」という。）55.2、55.3若しくは55.4に定める方法又は付表1に掲げる方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格54.2、54.3若しくは54.4に定める方法又は付表1に掲げる方法
六 価 ク ロ ム	0.05mg/ℓ以下	規格65.2に定める方法又は付表1に掲げる方法
砒 素	0.01mg/ℓ以下	規格61.2に定める方法又は付表2に掲げる方法
総 水 銀	0.0005mg/ℓ以下	付表3に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表5に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/ℓ以下	付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5に定める方法又は付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
シ ス - 1,2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.04mg/ℓ以下	付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5に定める方法又は付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5に準ずる方法又は付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5に定める方法又は付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5に定める方法又は付表6の第1、第2若しくは第3に掲げる方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/ℓ以下	付表7に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/ℓ以下	付表8の第1又は第2に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル プ	0.02mg/ℓ以下	付表8の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/ℓ以下	付表6の第1、第2又は第3に掲げる方法
セ レ ン	0.01mg/ℓ以下	規格67.2に定める方法又は付表2に掲げる方法
備 考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。		
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。		
3 1,1,2-トリクロロエタンの測定方法で日本工業規格K0125の5に準ずる方法を用いる場合は、1,1,1-トリクロロエタンの測定方法のうち日本工業規格K0125の5に定める方法を準用することとする。この場合は、「塩素化炭化水素類混合標準液」の1,1,2-トリクロロエタンの濃度は、溶媒抽出・ガスクロマトグラフ法にあっては2 µg/ml、ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ法にあっては2 mg/mlとする。		

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河 川

(1) 河 川 (湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN /100ml以下	第1の2 の(2)により水域類 型ごとに 指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるも の	6.5以上8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN /100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000MPN /100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるも の	6.0以上8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	
E	工業用水3級 環 境 保 全	6.0以上8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/ℓ以上	—	
測 定 方 法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格21に定める 方法	付表9に掲げる 方法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	最確数による定 量法	X
<p>備 考</p> <p>1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。          試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階（試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水生水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水生水域の水産生物用

4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度な浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

## (2) 湖 沼

(天然湖沼及び貯水量1000万立方メートル以上の人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン濃度 (PH)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN /100ml以下	第1の2 の(2)によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下 の欄に掲げるも の	6.5以上8.5以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN /100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びC の欄に掲げるも の	6.5以上8.5以下	5mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	
C	工業用水2級 環 境 保 全	6.0以上8.5以下	8mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/ℓ以上	—	
測 定 方 法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格17に定める 方法	付表9に掲げる 方法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	最確数による定 量法	
備 考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等富栄養湖沼の水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保水全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ	
測定方法		規格45.2、45.3又は45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	X
備考				
<p>1 基準値は、年間平均値とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。</p> <p>3 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。</p>				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」は臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
- 〃 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
- 〃 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度



2 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該 当 水 域
		水素イオン濃度 (PH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/l以下	75mg/l以上	1,000MPN /100ml以下	検出されないこ と。	第1の2 の(2)によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上	—	検出されないこ と。	
C	環 境 保 全	7.0以上8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上	—	—	
測 定 方 法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格17に定め る方法(ただ し、B類型の 工業用水及び 水産2級のう ちノリ養殖の 利水点におけ る測定方法は アルカリ性法)	規格32に定め る方法又は隔 膜電極を用い る水質自動監 視測定装置に よりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	最確数による 定量法	付表10に掲げ る方法	
<p>備 考</p> <p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは次のものをいう。            試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mlを加え、次にN/100過マン            ガン酸カリウム溶液10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム            溶液(10w/v%)1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを            加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているn/100チオ硫酸ナトリウム溶液ででんぷん溶液を指示            薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD            値を計算する。  <math display="block">COD(O_2mg/l) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times fNa_2S_2O_3 \times 1000 / 50</math>           (a) : N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の滴定値(ml)            (b) : 蒸留水について行った空試験値(ml)            fNa<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub> : N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の力価</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 “ 2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	第1の2の(2) により水域類型ごとに指定 する水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	X
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
- " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
- " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

### 3 特殊項目の判定値について

#### (1) 判定値についての考え方

フェノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム及びフッ素は、排水基準を定める総理府令（以下「総理府令」という。）に定める値の1/10とした。

ニッケルについては、総理府令に規定がないため、神奈川県公害防止条例施行規則に定める公共用水域（乙水域及び海域）に排出される排水の規制基準値の1/10とした。

これらは、健康項目の環境基準値が総理府令の1/10となっているのに準じたものである。

E P N及び亜硝酸性窒素・硝酸性窒素については環境庁の定めた要監視項目指針値を用いた。

#### (2) 項目別判定値

(単位：mg/ℓ)

項目	フェノール類	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	E P N	フッ素	ニッケル	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
判定値	0.5	0.3	0.5	1.0	1.0	0.2	0.006	1.5	0.1	10

#### 4 県内公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型

##### (1) 河 川

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
多摩川中流（拝島橋から調布堰まで）	C	ハ	45. 9. 1	45. 9. 1閣議決定
多摩川下流（調布堰より下流）	D	ハ	45. 9. 1	〃
鶴見川上流（烏山川合流点より上流）	D	ハ	45. 9. 1	〃
鶴見川下流（烏山川合流点より下流）	E	ハ	45. 9. 1	〃
入 江 川（全域）	E	ハ	47. 3.31	県告示第403号
帷 子 川（全域）	E	ハ	47. 3.31	〃
大 岡 川（全域）	E	ハ	47. 3.31	〃
宮 川（全域）	E	ハ	47. 3.31	〃
侍 従 川（全域）	E	ハ	47. 3.31	〃
鷹 取 川（全域）	E	ハ	47. 3.31	〃
平 作 川（全域）	E	ハ	47. 3.31	〃
松 越 川（全域）	E	ハ	55. 9.30	県告示第763号
下 山 川（全域）	E	ロ	47. 3.17	県告示第250号
森 戸 川（河口が葉山町に係るものの全域）	E	ハ	47. 3.31	県告示第403号
田 越 川（全域）	E	ハ	47. 3.17	県告示第250号
滑 川（全域）	E	ハ	47. 3.17	〃
神 戸 川（全域）	E	ハ	47. 3.17	〃
境 川（全域）	D	ハ	47. 3.17	〃
引 地 川（全域）	D	ハ	47. 3.17	〃
相模川上流(2)（柄杓流川合流点から相模湖大橋（相模ダム）まで）	A	ハ	48. 3.31	環境庁告示第21号
相模川上流(3)（相模湖大橋（相模ダム）から城山ダムまで）	A	イ	48. 3.31	〃
相模川中流（城山ダムから寒川取水堰まで）	A	ロ	45. 9. 1	45. 9. 1閣議決定
相模川下流（寒川取水堰より下流）	C	イ	48. 3.31	環境庁告示第21号
金目川上流（土屋橋の上流端から上流の区域）	A	ハ	47. 3.17	県告示第250号
金目川下流（土屋端の上流端から下流の区域）	C	ハ	47. 3.17	〃
葛 川（全域）	C	ハ	47. 3.17	〃
中 村 川（全域）	C	ハ	47. 3.17	〃
森 戸 川（河口が小田原市に係るものの全域）	D	ハ	47. 3.17	〃
酒匂川上流（飯泉取水堰から上流の区域であって、丹沢湖（三保ダム上流端から上流の滞水域）の区域に係る部分を除いたもの）	A	ロ	47. 3.17 55. 3.25	県告示第250号 県告示第223号
酒匂川下流（飯泉取水堰から下流の区域）	B	イ	55. 9.30	県告示第763号
山 王 川（全域）	E	ハ	47. 3.17	県告示第250号
早 川（全域）	A	ハ	47. 3.17	〃
新 崎 川（全域）	B	ハ	47. 3.17	〃
千 歳 川（全域）	B	ハ	47. 3.17	〃

注 達成期間は、次のとおりである。（以下同じ。）

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- (3) 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

## (2) 湖 沼

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
芦ノ湖(全域)	湖沼A A	ハ	48. 3.30	県告示第281号
丹沢湖(三保ダム上流端から上流の滞水域)	湖沼A	イ	55. 3.25	県告示第222号

## (3) 海 域

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
東京湾(1)	海域C	イ	46. 5.25	46. 5.25閣議決定
“(2)	”C	イ	”	”
“(3)	”C	ロ	”	”
“(4)	”C	イ	”	”
“(5)	”C	イ	”	”
“(6)	”C	イ	”	”
“(7)	”C	イ	”	”
“(8)	”C	イ	”	”
“(9)	”B	ハ	”	”
“(10)	”B	ロ	”	”
“(11)	”B	ロ	”	”
“(12)	”B	イ	”	”
“(13)	”B	ロ	”	”
“(14)	”B	ロ	”	”
“(15)	”B	ロ	”	”
“(16)	”A	ロ	”	”
“(17)	”A	イ	”	”
相模湾(1)	”A	ハ	55. 3.25	県告示第222号
“(2)	”A	イ	”	”

## 5 県内公共用水域の概況

### (1) 河川

本県の河川は、地勢上小河川が多いが、1級河川として、多摩川、鶴見川及び相模川があり、2級河川として酒匂川、境川その他21の河川がある。相模川から西側の河川は、丹沢、箱根等の山岳部を水源とする急流の河川が多く、東側の河川は、緩やかな流れの河川が多くなっている。

本県は、首都に隣接し、交通が便利であることなどもあって、早くから京浜工業地帯などの工場群を抱えている。さらに近年では、県内奥深くまで開発が進み、自然環境の改変が著しい。こうした社会的、経済的事象は、当然のことながら河川環境に大きな影響を与えている。

#### ア 多摩川

多摩川は、山梨県北東部の笠取山にその源を發し、奥多摩湖で数多くの支川を集めて関東山地を東に流れ、秋川、浅川などの支川を合わせ、神奈川県と東京都の境を流下し、東京湾に注いでいる。

多摩川の本川の水は、上流では東京都西多摩郡羽村堰で都の上水道用として取水され、中流から下流にかけては、支川からの水がほとんどである。県内では三沢川、平瀬川等が本川に流入している。

#### イ 鶴見川

鶴見川は、東京都町田市の丘陵部にその源を發し、恩田川、矢上川等の支川を集めながら緩やかに流れ、横浜市鶴見区で東京湾に注いでいる。流域は、都市化が進んでおり、特に、中流部から河口にかけては工場も多く、人口も密集している。

#### ウ 帷子川

帷子川は、横浜市旭区上川井町地先にその源を發し、市の中央部を東に流れ、横浜駅付近を経て、数本の運河に分かれて東京湾に注いでいる。

#### エ 平作川

平作川は、三浦半島中央に位置する大楠山付近にその源を發し、横須賀市の中央部を縦断し、途中多くの雨水幹線を集め久里浜港に注いでいる。

#### オ 境川

境川は、城山湖付近にその源を發し、都県境を南東に流れ、町田市南端から県内に入り、さらに南に流れ藤沢市で柏尾川を合わせて相模湾に注いでいる。流域は、相模原市、横浜市、藤沢市等の都市化の著しい区域を抱えている。

#### カ 引地川

引地川は、大和市上草柳の湧水にその源を發し、途中蓼川を合わせて南に流れ、藤沢市鵜沼海岸で相模湾に注いでいる。小田急江ノ島線が流域東部を河川と並行に走っていること等により沿岸全域にわたって都市化が進んでいる。

#### キ 相模川

相模川は、富士山麓にその源を發し、山梨県内で数々の支川を集め甲州街道に沿って流下する。県境の境川橋で桂川から相模川と名を変え、相模湖、津久井湖を経て、途中中津川等の支川を合わせて相模平野を緩やかに流れ相模湾に注いでいる。相模川の水は、県民の最も重要な飲料水源となっている。

#### ク 金目川

金目川は、丹沢山塊の南東部にその源を發し、秦野市内で葛葉川、水無川、室川を合わせ

て東に流れ、さらに平塚市で渋田川等を合わせて相模湾に注いでいる。流域は、人口増加が著しく都市化の波が押し寄せている。

#### ケ 酒 匂 川

酒匂川は、富士山東麓にその源を発し、途中河内川、川音川、狩川などの支川を合わせて本県西部を南に流れ、小田原市内で相模湾に注いでいる。小田原市飯泉堰から取水される水は、県民の重要な飲料水源となっている。

#### コ 早 川

早川は、芦ノ湖にその源を発し、深い谷を南東に流れ、湯本で支川の須雲川を合わせて小田原市早川口で相模湾に注いでいる。流域は、上流部の仙石原を除き平地に乏しいが、川沿いに温泉旅館が点在している。

### (2) 湖 沼

#### ア 相 模 湖

相模湖は、昭和19年に完成した相模ダムによって相模川が堰き止められてできた人造湖である。湖周辺には、藤野町、相模湖町の集落が河岸段丘上に位置し、ダム近くには観光施設が集っており、行楽シーズンには多くの観光客が訪れている。

#### イ 津久井湖

津久井湖は、昭和40年に完成した城山ダムによって相模湖から流出水が堰き止められてできた人造湖であり、湖周辺には、津久井町等の集落が形成されている。津久井湖では城山湖（本沢調整池）を上池として揚水発電が行われている。

#### ウ 芦ノ湖

芦ノ湖は、箱根火山により誕生した風光明媚な天然湖であり、その水は、大部分が湖底からの湧き水である。湖畔には、毎年多くの観光客が訪れており、旅館等の観光施設が点在している。

#### エ 丹 沢 湖

丹沢湖は、昭和53年に完成した三保ダムによって酒匂川の支川の河内川が堰き止められてできた人造湖である。湖周辺及び流入河川（玄倉川、河内川、世附川）流域の人口は少ないが、丹沢湖を訪れる観光客は徐々に増加している。

### (3) 海 域

#### ア 東 京 湾

東京湾は、房総半島と三浦半島に囲まれ、浦賀水道で太平洋につながる湾口の狭い閉鎖性水域である。その臨海部は、大工業地帯として発達しており、また、内陸部においても多くの人口を抱え活発な経済活動が営まれている。東京湾の海岸をみると川崎から横浜の金沢に至る地域は、工業用地造成のため埋め立てが進み、人工的な海岸に変貌しており、自然海岸は三浦半島に行かなければみられない。

#### イ 相 模 湾

相模湾は、太平洋に面した開放型の湾で、その沖合には黒潮が流れており、定置網漁業、わかめ養殖等の沿岸漁業が行われている。また、海岸は、変化に富み数多くの景勝地があり、海水浴場などの観光地として利用されている。

## (4) 県内河川の概要一覧

番号	河川名	水源	県内総延長 (km)	県内流域面積 (km <sup>2</sup> )
1	多摩川	秩父山塊	51.740	121.35
2	鶴見川	町田市丘陵地帯	83.410	315.85
3	入江川	横浜市鶴見区丘陵地帯	10.400	5.72
4	帷子川	横浜市旭区丘陵地帯	37.645	69.39
5	大岡川	横浜市港南区・磯子区丘陵地帯	28.107	32.80
6	宮川	横浜市金沢区丘陵地帯	2.530	7.98
7	侍従川	横浜市金沢区丘陵地帯	2.400	4.40
8	鷹取川	横須賀市北部丘陵地帯	2.000	2.30
9	平作川	横須賀市中央部丘陵地帯	11.000	26.08
10	松越川	横須賀市西部丘陵地帯	8.600	18.65
11	下山川	葉山町丘陵地帯	5.500	10.37
12	森戸川	逗子市丘陵地帯	2.000	6.97
13	田越川	逗子市丘陵地帯	6.160	13.14
14	滑川	鎌倉市丘陵地帯	7.600	11.87
15	神戸川	鎌倉市丘陵地帯	3.000	2.50
16	境川	城山町丘陵地帯	110.435	348.53
17	引地川	大和市丘陵地帯	28.030	85.13
18	相模川	富士山	279.315	1,231.38
19	金目川	丹沢山塊東部	105.180	417.55
20	葛川	中井町丘陵地帯	12.600	43.90
21	中村川	秦野市及び大井町	16.140	34.56



流入海域	主要支派川	河川の利用状況
東京湾 (川崎市、東京都)	平瀬川、三沢川、二ヶ領本川	(上水)、工水、漁業、農業用水
東京湾 (横浜市)	矢上川、早瀬川、鳥山川、恩田川	農業用水
東京湾 (横浜市)	足洗川	
東京湾 (横浜市)	今井川、中堀川	
東京湾 (横浜市)	日野川	
東京湾 (平潟湾) (横浜市)		
東京湾 (平潟湾) (横浜市)		
東京湾 (横須賀市)		
浦賀水道 (横須賀市)		
相模湾 (横須賀市)	竹川	
相模湾 (葉山町)		
相模湾 (逗子市)		
相模湾 (逗子市)		
相模湾 (鎌倉市)		
相模湾 (鎌倉市)		
相模湾 (藤沢市)	柏尾川、小松川	農業用水
相模湾 (藤沢市)	蓼川	農業用水
相模湾 (平塚市)	小出川、目久尻川、玉川、小鮎川、中津川、 鳩川、串川、道志川、秋山川	上水、工水、漁業、農業用水、 発電
相模湾 (平塚市)	渋田川、大根川、室川、水無川、葛葉川	上水、農業用水
相模湾 (大磯町)	不動川	農業用水
相模湾 (二宮町)	藤沢川	農業用水

番号	河川名	水源	県内総延長 (km)	県内流域面積 (km <sup>2</sup> )
22	森戸川	大井町丘陵地帯	5.500	15.06
23	酒匂川	富士山丹沢山塊西部	179.725	937.93
24	山王川	箱根山塊東部	9.500	27.10
25	早川	芦ノ湖	50.480	129.90
26	新崎川	箱根山塊南部	6.110	15.64
27	千歳川	箱根山塊南部	13.470	33.71

(5) 県内湖沼の概要一覧

番号	湖沼名	所在地	周囲 (km)	面積 (km <sup>2</sup> )
1	相模湖	津久井郡藤野町、相模湖町	34.4	3.26
2	津久井湖	津久井郡城山町、津久井町、相模湖町	25.2	2.47
3	芦ノ湖	足柄下郡箱根町	21.1	6.84
4	丹沢湖	足柄上郡山北町	21.5	2.18

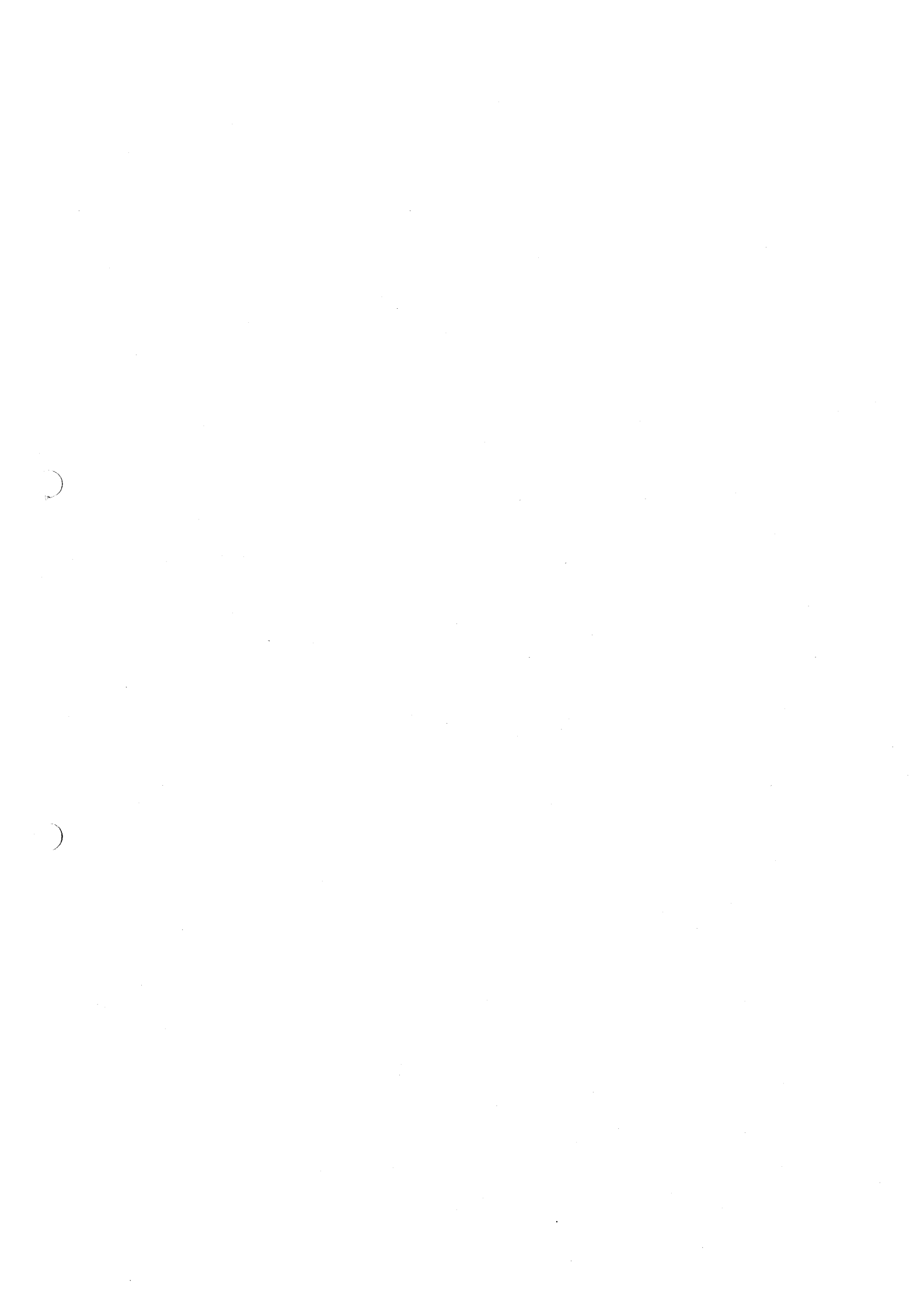
流入海域	主要支派川	河川の利用状況
相模湾（小田原市）		農業用水
相模湾（小田原市）	狩川、川音川、鮎沢川、河内川	上水、漁業、農業用水、発電
相模湾（小田原市）	久野川	農業用水
相模湾（小田原市）	須雲川	上水、漁業、農業用水、発電
相模湾（湯河原町）		上水
相模湾（湯河原町）		上水、漁業

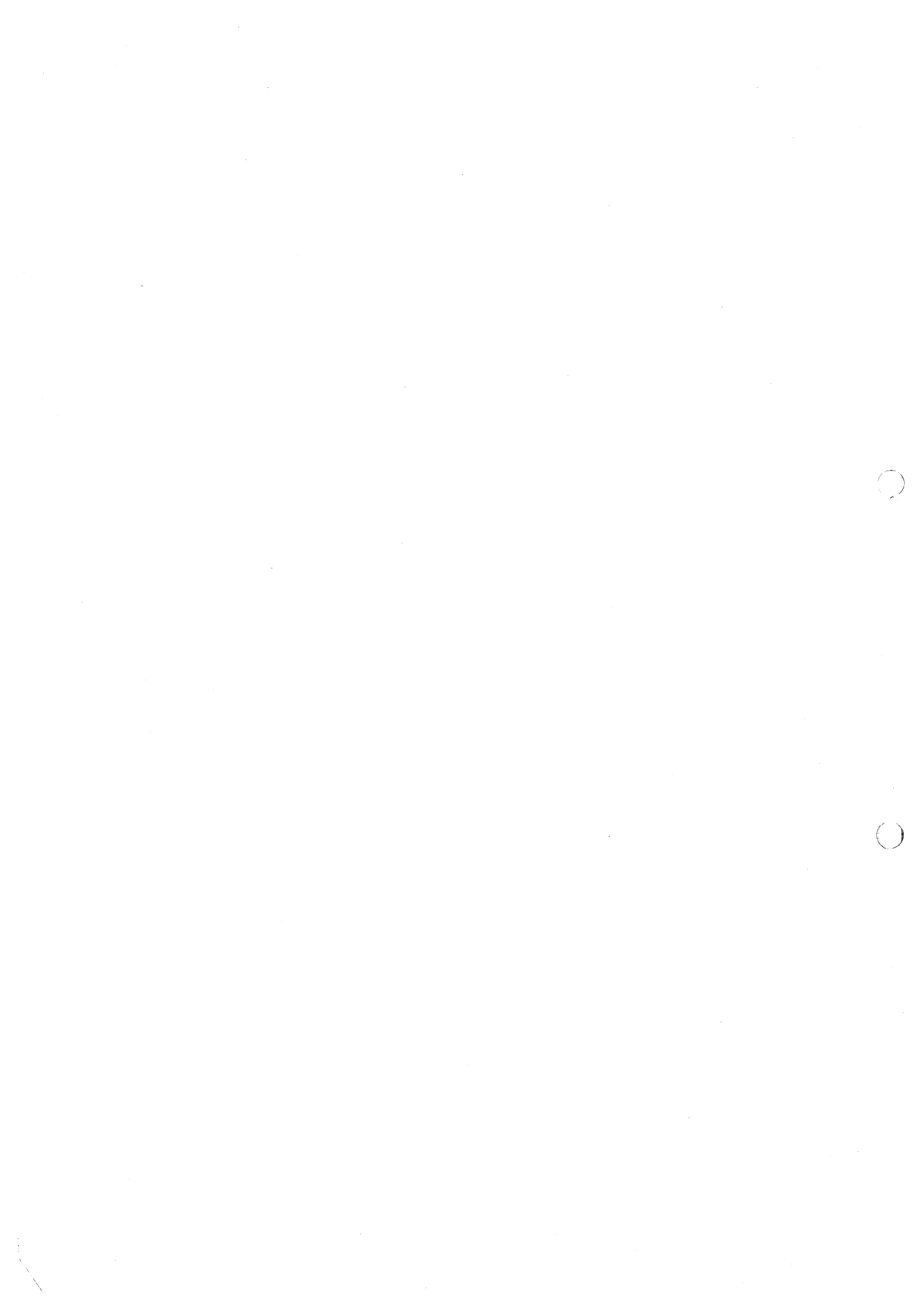
最深部水深 (m)	貯水量 (万 $\text{m}^3$ )	利用状況
38.2	4,820	上水、工水、発電
50.0	5,470	上水、工水、発電
43.5	17,100	漁業、発電、(農業用水)
75.0	5,450	上水、発電

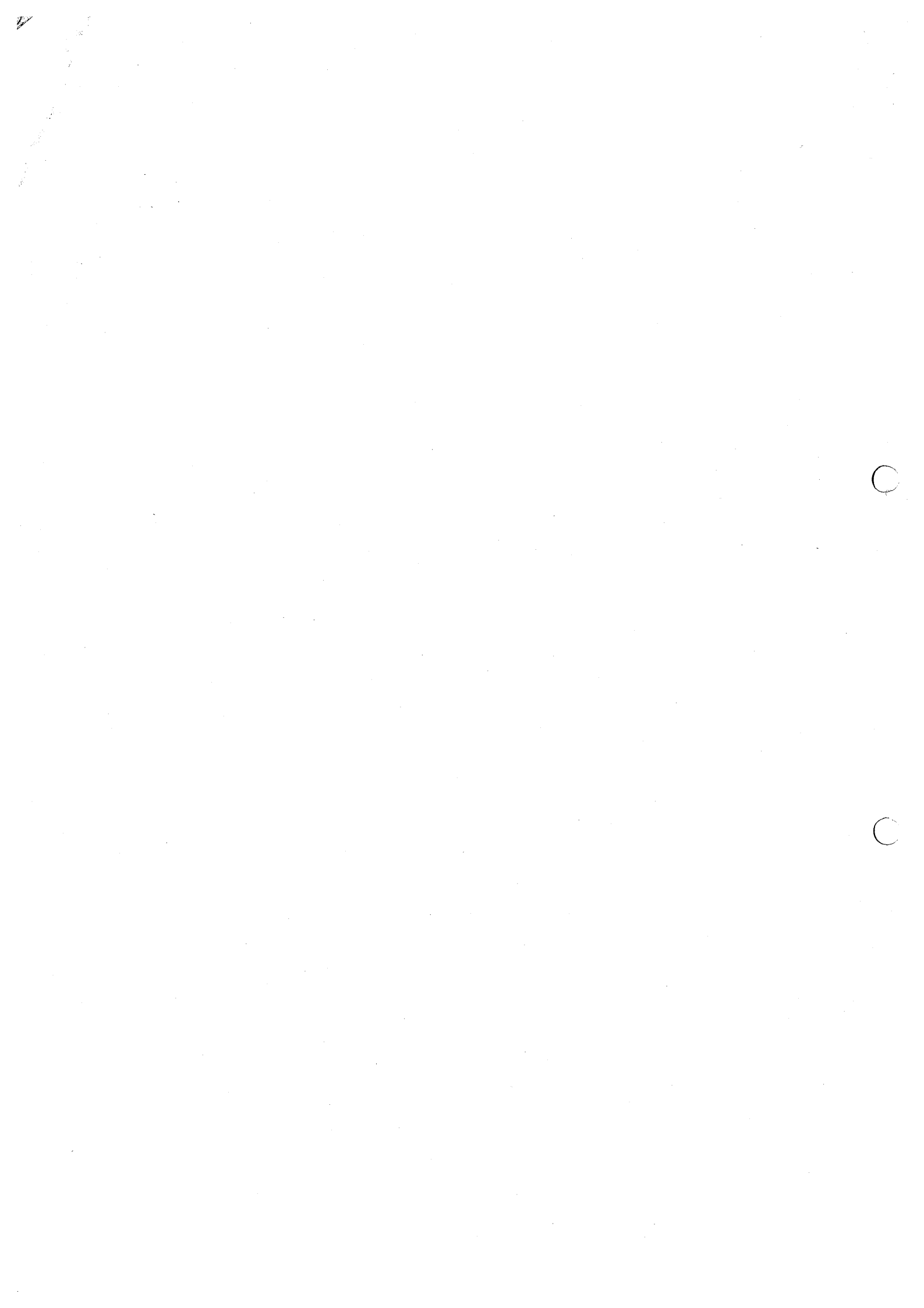
## 6 県内公共下水道の普及状況

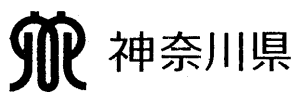
(平成5年度末実績)

都市名	行政人口 (H6.4.1) (A)	市街地積 面 (B)	処理区域 人口 (C)	処理区域 面積 (D)	整備区域 人口	整備区域 面積	人口 普及率 C/A	面積 普及率 D/B
	千人	ha	千人	ha	千人	ha	%	%
横浜市	3,283.9	32,707	3,116.3	26,986	3,116.3	26,986	94.9	82.5
川崎市	1,193.9	12,679	1,049.3	8,978	1,052.9	9,011	87.9	70.8
指定都市計	4,477.8	45,386	4,165.6	35,964	4,169.2	35,997	93.0	79.2
横須賀市	433.1	6,326	340.5	4,217	341.3	4,264	78.6	66.7
平塚市	252.0	3,073	151.6	2,003	158.9	2,111	60.2	65.2
鎌倉市	171.9	2,571	81.4	1,286	96.9	1,522	47.4	50.0
藤沢市	362.6	4,685	270.0	3,237	285.7	3,484	74.5	69.1
小田原市	197.9	2,779	106.0	1,585	106.2	1,588	53.6	57.0
茅ヶ崎市	210.3	2,213	162.7	1,717	162.7	1,717	77.4	77.6
逗子市	56.4	852	56.3	873	56.3	873	99.8	102.5
相模原市	561.1	6,469	424.0	4,270	424.2	4,279	75.6	66.0
三浦市	54.2	792	0	0	0.8	12	0	0
秦野市	161.7	2,414	65.4	809	68.0	959	40.4	33.5
厚木市	205.6	3,102	160.5	2,559	161.1	2,581	78.1	82.5
大和市	202.5	2,007	150.0	1,479	150.2	1,485	74.1	73.7
伊勢原市	96.5	1,115	53.9	576	55.1	635	55.9	51.7
海老名市	111.7	1,378	74.8	793	79.4	851	67.0	57.5
座間市	117.2	1,253	63.6	681	63.6	681	54.3	54.3
南足柄市	43.4	715	10.4	211	10.7	212	24.0	29.5
綾瀬市	80.4	925	39.5	487	39.5	497	49.1	52.6
一般市計	3,318.5	42,669	2,210.6	26,783	2,260.6	27,751	66.6	62.8
葉山町	30.0	511	0	0	0.6	10	0	0
寒川町	46.6	698	27.7	423	31.8	486	59.4	60.6
大磯町	32.2	548	0.4	16	2.2	43	1.2	2.9
二宮町	30.2	431	0	0	1.6	24	0	0
中井町	10.5	222	0	0	0.9	18	0	0
大井町	15.2	325	8.2	257	8.2	257	53.9	79.1
松田町	13.3	198	6.1	100	6.6	108	45.9	50.5
山北町	14.5	304	3.0	68	3.0	68	20.7	22.4
開成町	12.3	252	3.3	74	3.4	83	26.8	29.4
箱根町	18.7	1,412	8.1	614	9.7	712	43.3	43.5
真鶴町	9.6	113	0	0	0.1	1	0	0
湯河原町	28.3	399	22.3	286	22.4	288	78.8	71.7
愛川町	42.7	898	25.7	512	26.3	555	60.2	57.0
清川村	3.8	0	0	0	0.6	16	0	0
城山町	22.5	216	10.2	114	11.6	131	45.3	52.8
津久井町	29.9	295	0	0	1.8	45	0	0
相模湖町	11.2	178	0	0	1.8	51	0	0
藤野町	11.2	215	0	0	1.5	42	0	0
町村計	382.7	7,215	115.0	2,464	134.1	2,938	30.0	34.1
一般都市計	3,701.2	49,884	2,325.6	29,247	2,394.7	30,698	62.8	58.6
合計	8,179.0	95,270	6,491.2	65,211	6,563.9	66,686	79.4	68.4









神奈川県

環境部水質保全課（内線3788～9）  
横浜市中区日本大通1 丁目231 電話(045)201-1111(代表)